

② 「在留証明」の確認事項

「形式1」「形式2」共通

在留証明書

形式1

平成 29 年 1 月 1 日

在アメリカ合衆国日本国大使館

申請者氏名 証明 太郎	生年月日 39年3月22日
代理人氏名 (加)	申請者の国籍 (加)
申請者の 本籍地 (加)	提出理由 銀行口座開設
提出場所 東京 (都・道 府・県)	提出先 東京銀行

転居履歴が複数、下記の住所に居住していることを証明してください。

日本国	アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市北西區 マサチューセッツ通り2320番地
外国国	2323 Massachusetts Ave. NW, Washington, DC 20008 U.S.A.
上記の住所に住所(又は居所)を 定めた年月日(加)	2016年4月

(注1) 本人申請の場合は記入不要です。
(注2) 申請理由が複数、申請発給申請書の中に、及び代理人が同様の記載を必要としない場合は記入を省略することがあります。

在留証明	
発行日付	氏名
在留期間の範囲の申請を証明します。	
申請者	在アメリカ合衆国日本国大使館
申請先	在米区画一

(参考)発行手数料・・・ 邦貨約1,200円相当

1 氏名、生年月日が、旅券の本人と同一人物か確認してください。
※本籍地欄、提出事由、提出先等の確認は不要です。

2 在留証明書の「住居を定めた年月」がMCO発売月から「10年以上前」かを確認してください。
※「形式2」の2枚目で過去の住所が連続して記載されている場合は通算してください。

3 在外公館の証明がなされているか確認してください。
・発行日付 ・氏名 ・公印
→「発行日付」が引換証をお求めになる日の6カ月前以内のもののみ有効です。

「形式2」の2枚目

■転居歴がある場合は、「形式2」の2枚目にある「過去の住所」欄にて証明がされます。
「過去の住所」欄で、日本国以外に連続して居住している場合は在留期間として通算します。

※期間が連続しない場合は通算しません。

※在外公館管轄区域をまたがり転居した場合、在留証明がされないことがあります。一通の在留証明で「海外に連続して10年以上居住されていること」が証明されていない場合は、利用資格を満たしません。

・在留証明の「同居家族」欄について

在留証明では、在留期間が確認できないため、**小児を含め、同居家族の方のご利用資格の確認は行いません。**
同居家族の方は、確認書類として「在留届の写し」を用いるか、または、個々に「在留証明」をご提示ください。